



直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 報告書

令和 6 年 3 月

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会



目 次

はじめに（学校規模適正化の検討が必要となる背景）

第1章 直方市の状況について（児童生徒数・学級数）

1. 直方市（全体）の人口推移
2. 児童生徒数・学級数の推移
3. 児童生徒数の将来推計

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 基本的な考え方
2. 当検討委員会における基本指針の検討の範囲
3. 直方市の目指す学校教育

第3章 直方市立学校の学校規模に関すること

1. 学校規模によるメリット・デメリット
2. 学校規模の分類

第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について

おわりに

参考資料

- 資料1 諮問書
- 資料2 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 委員名簿
- 資料3 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 開催経過・内容
- 資料4 直方市 教育大綱
- 資料5 学校の適正規模・適正配置 関係法令（抜粋）
- 資料6 学校規模によるメリット・デメリット
- 資料7 直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）
- 資料8 直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

はじめに（学校規模適正化の検討が必要となる背景）

直方市には、直方市立小学校 11 校、直方市立中学校 4 校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒の数は、4,507 人（小学校 2,990 人・中学校 1,517 人）（2023 年 5 月 1 日時点）です。

1993 年 5 月 1 日時点の児童生徒数は、7,214 人（小学校 4,664 人・中学校 2,550 人）でした。この 30 年の間、児童生徒の数は大きく変化していますが、市立小中学校の設置数は変わっていません。また現在、学校により児童生徒の数に差が生じていること等により、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成 27 年 1 月 27 日文部科学省）」において、学校規模適正化が課題となる背景として、次のように記載しています。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

日本は現在、人口減少社会への道を緩やかに歩み出したところです。今後は加速度的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面していきます。

地方教育行政を取り巻く社会状況に目を向けると、人工知能（生成 AI 等）、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会に甚大な影響を与えるなど、社会の在り方そのものがこれまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況を経験しました。さらに、学校には、従来の役割に加え、社会の変化により生じたニーズへの対応（特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、不登校児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等に対して適切な支援等）を行うことが求められています。GIGA スクール構想による一人一台端末環境が実現した中、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、デジタル技術とデータを活用した知見の共有が目指されるとともに新たな教育価値の創出が不可欠となっています。また、こどもを取り巻く環境全体を見渡すと、児童虐待、ヤングケアラー、貧困を抱える児童生徒への対応が求められるなど、こどもが直面する課題は、多様化・複雑化しています。

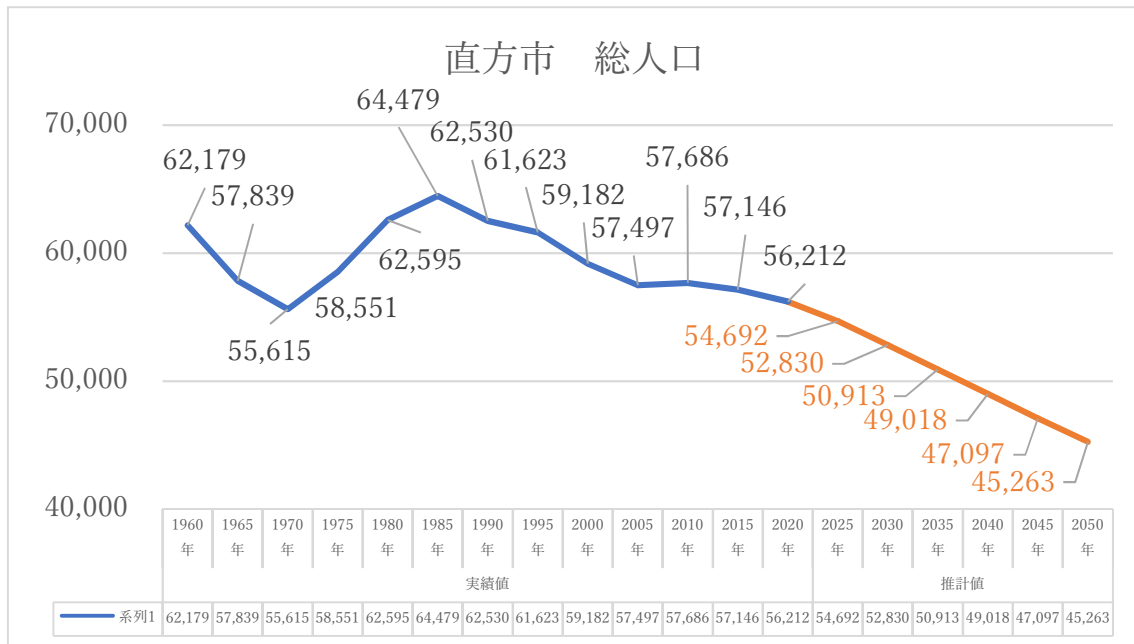
直方市においても、人口、児童生徒数の減少が見込まれます。直方市のこどもを取り巻く状況も大きな変化が予測されます。「これまでと同じ」では、解決の難しい課題が発生することが考えられます。

直方市教育委員会は、上記の動向を踏まえ直方市のこどもにとって望ましい学校教育環境を検討する必要があると考え、直方市の学校規模適正化に取り組んでいます。直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することです。直方市の実態にあわせて検討を進めるため、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会（以下「当検討委員会」という。）に対し、諮問がなされました（資料 1）。以来、当検討委員会において計 4 回の会議で慎重に議論を重ねてきました。

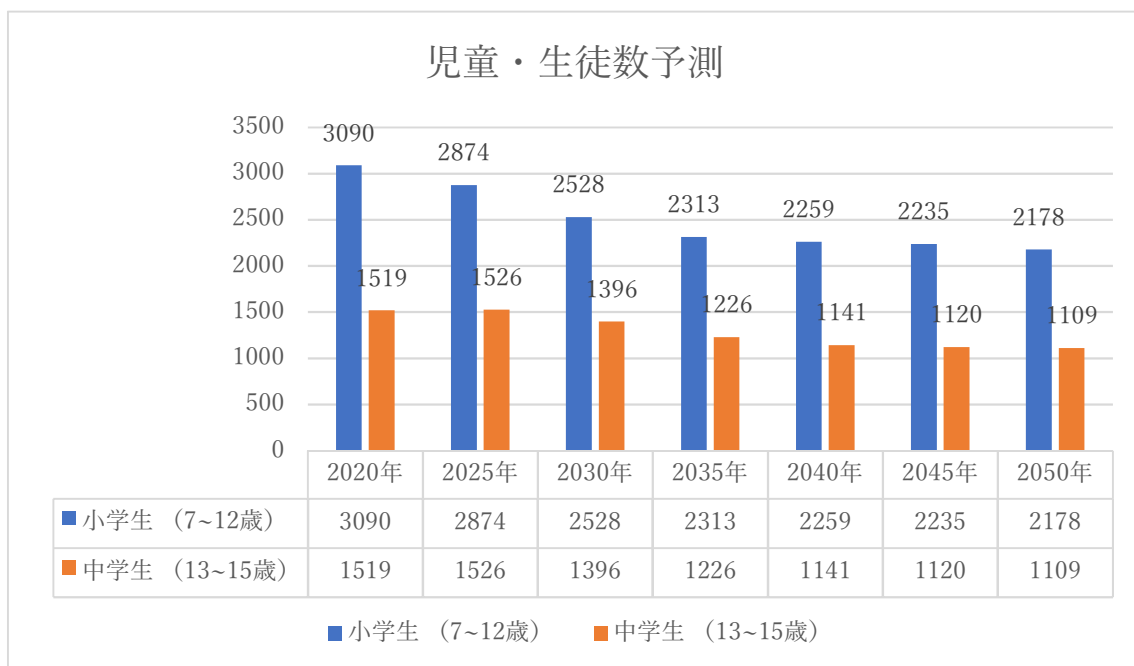
このたび、この諮問に対して、当検討委員会の意見等を取りまとめましたので、答申を行い、その考え方を報告します。

第1章 直方市の状況について（児童生徒数・学級数）

（直方市全体の人口推移・予測）

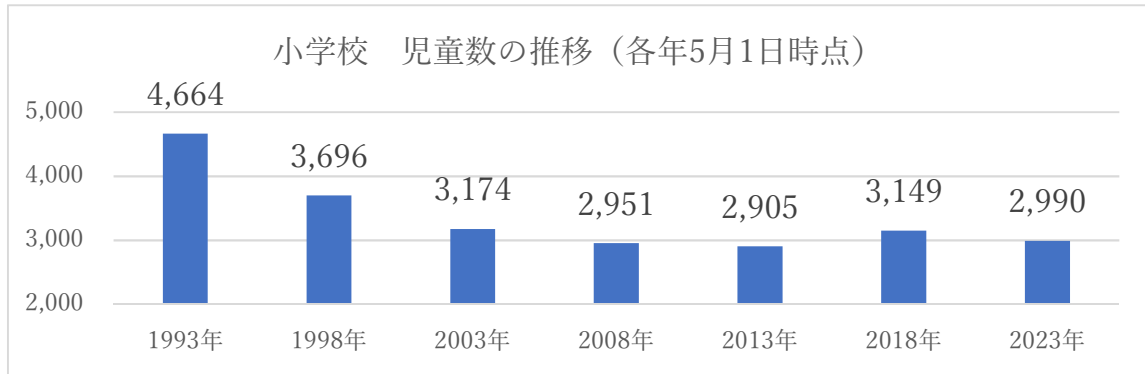


※1960年から2020年：国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

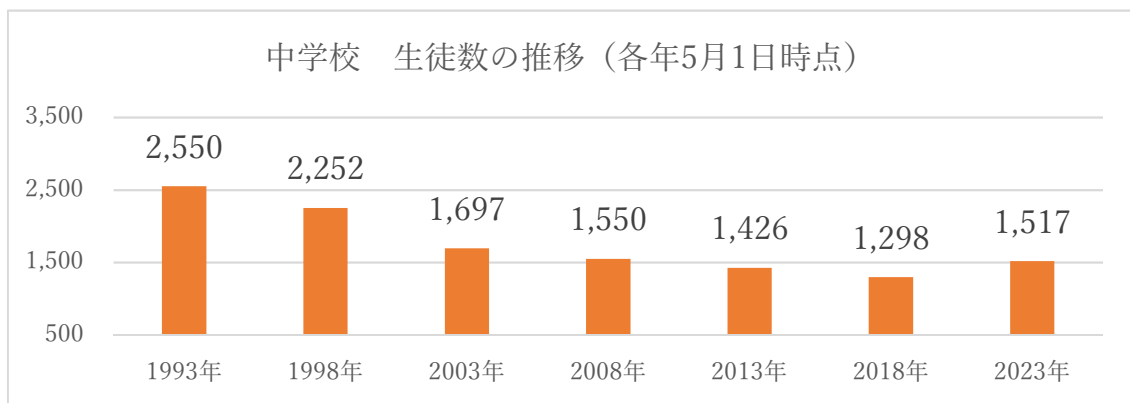


※2020年：国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(児童生徒数の推移 学校毎)

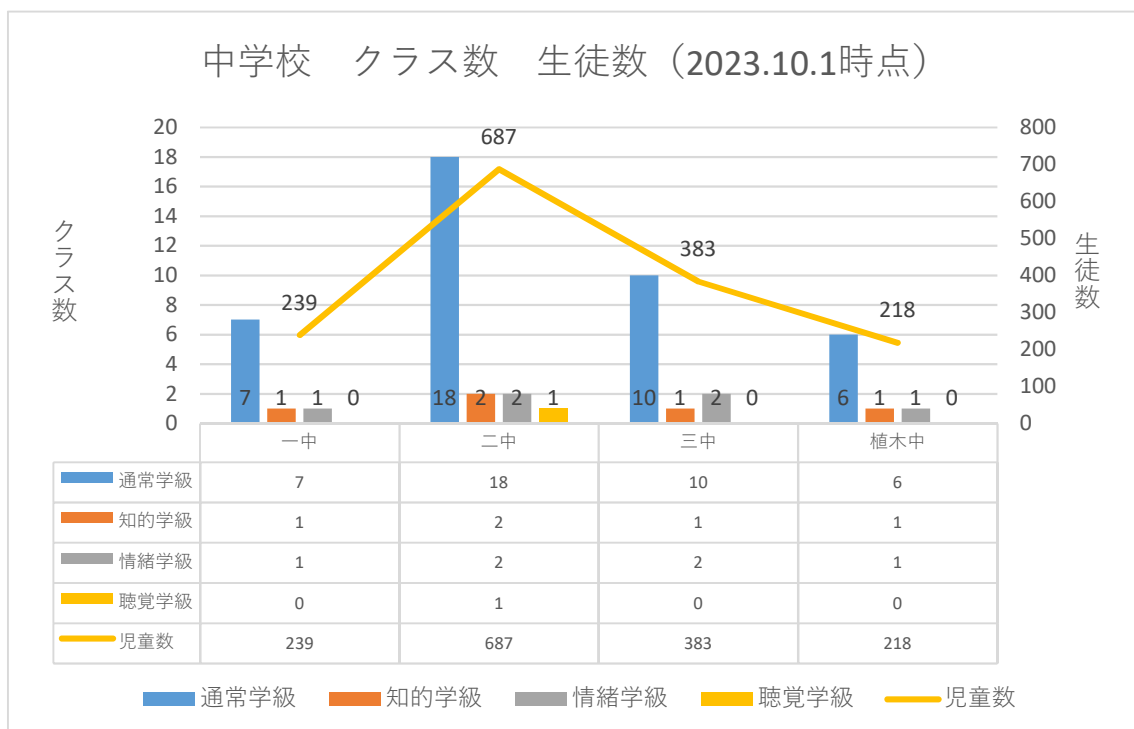
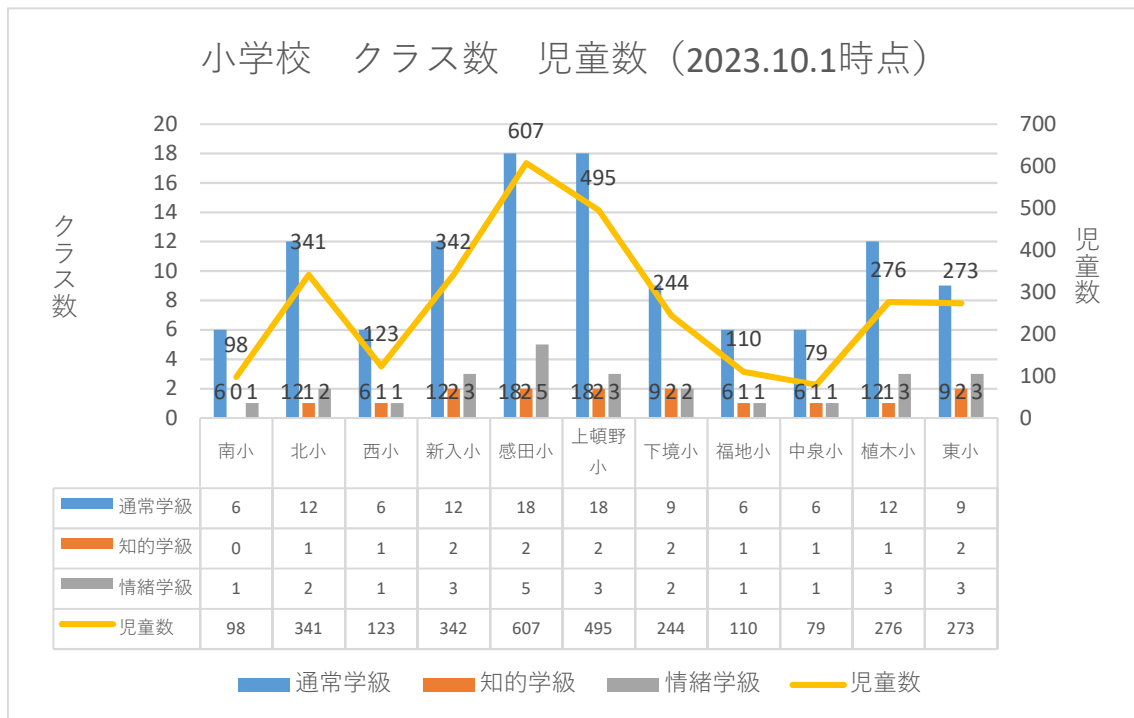


	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2003年 平成15年	2008年 平成20年	2013年 平成25年	2018年 平成30年	2023年 令和5年
南小	194	152	118	92	102	103	97
北小	442	304	271	258	262	337	340
西小	250	178	175	151	154	151	125
新入小	551	438	369	340	329	343	344
感田小	712	612	486	482	600	654	609
上頓野小	478	414	348	360	350	433	495
下境小	455	371	284	237	242	263	245
福地小	199	156	142	142	112	112	110
中泉小	291	201	176	135	121	109	79
植木小	403	288	243	227	238	259	275
東小	689	582	562	527	395	385	271



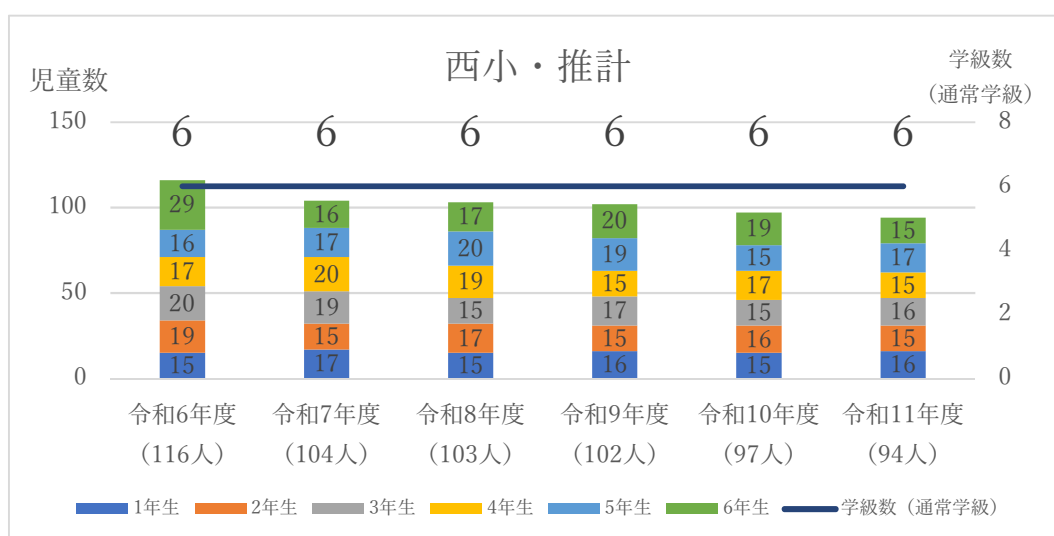
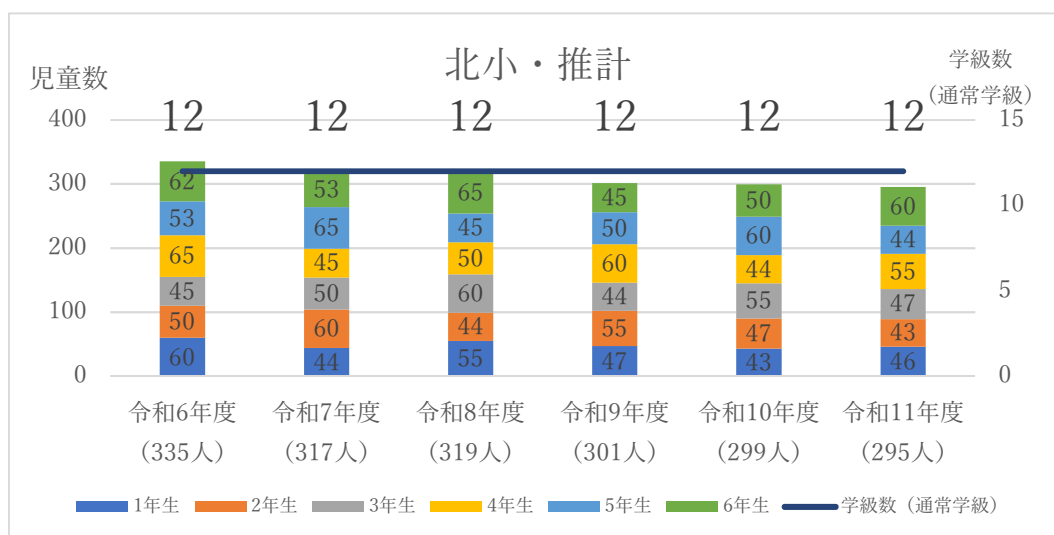
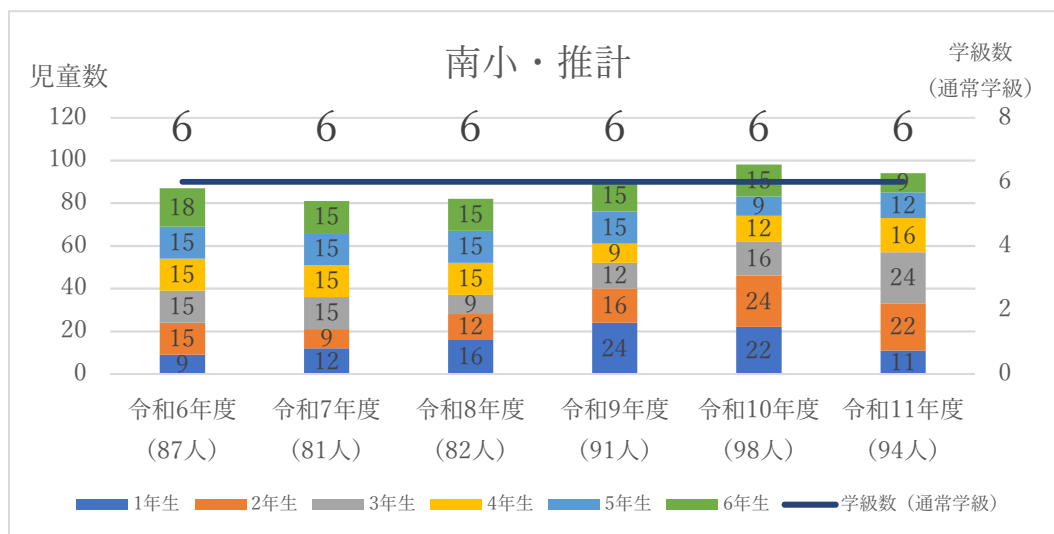
	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2003年 平成15年	2008年 平成20年	2013年 平成25年	2018年 平成30年	2023年 令和5年
一中	473	498	340	305	246	206	232
二中	1,293	910	776	704	645	581	687
三中	540	575	409	353	336	301	379
植木中	244	269	172	188	199	210	219

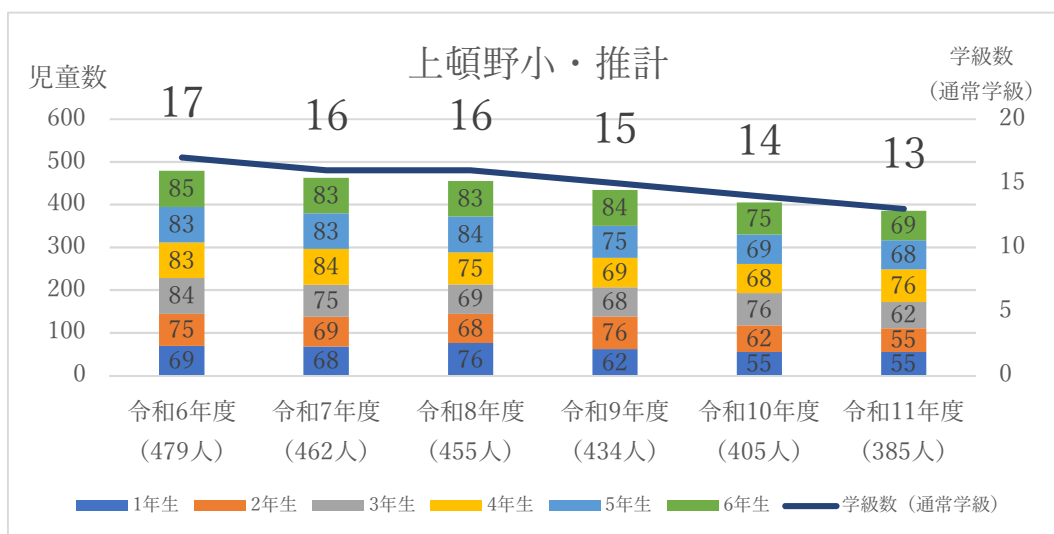
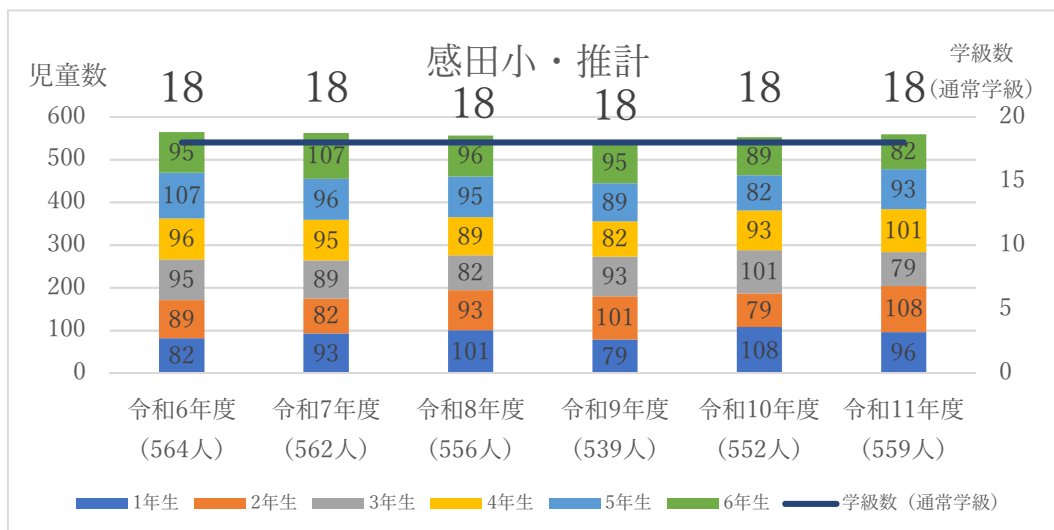
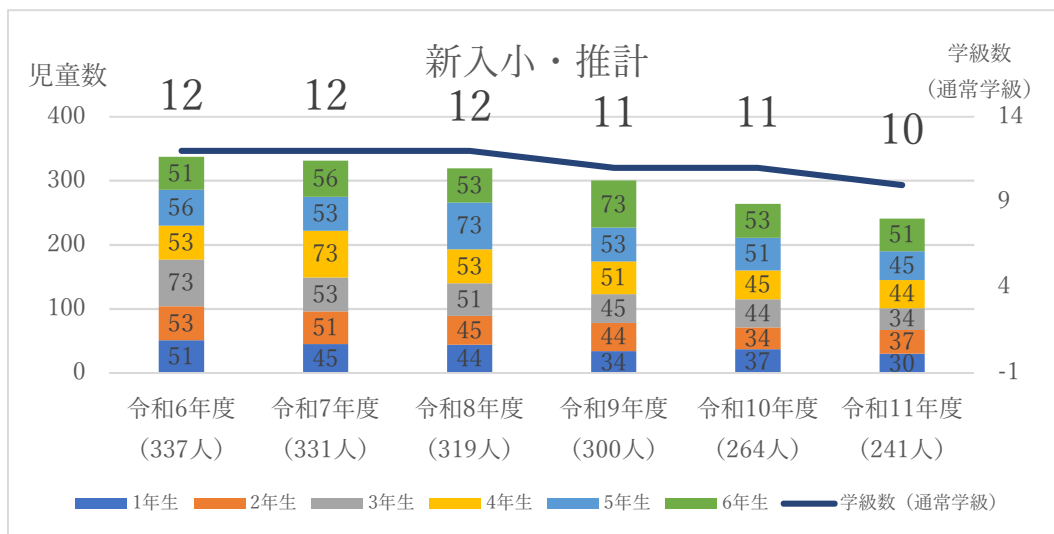
(児童生徒数の現状)

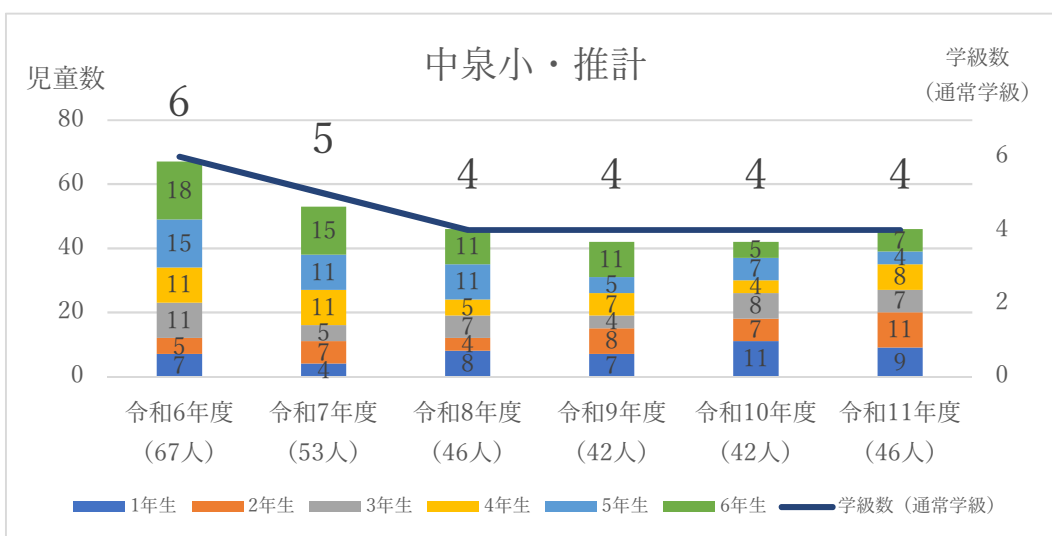
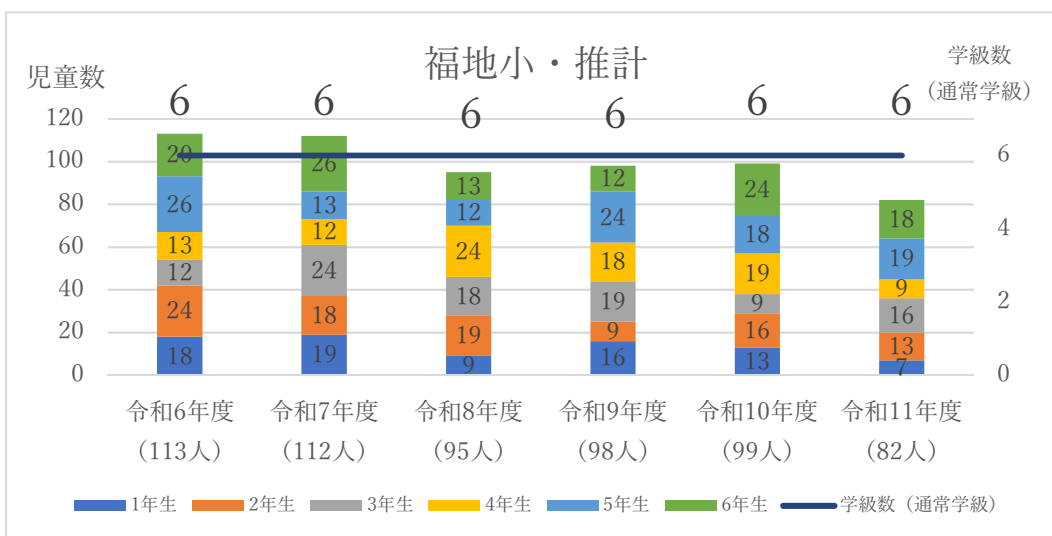
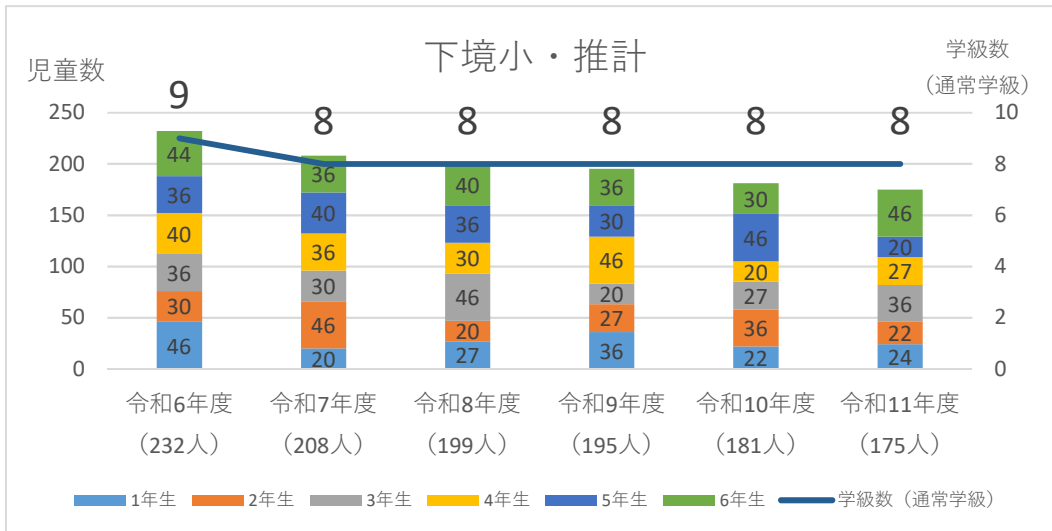


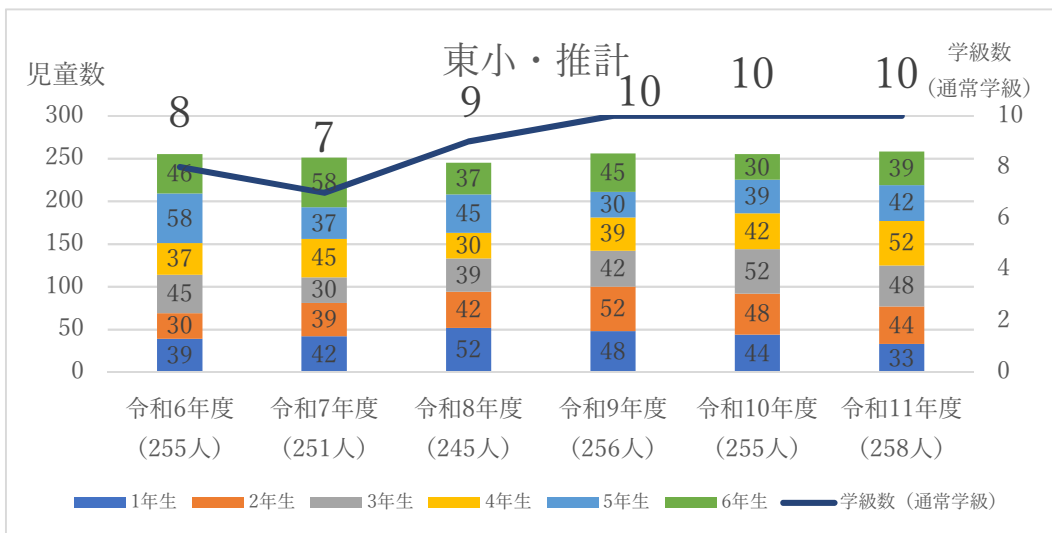
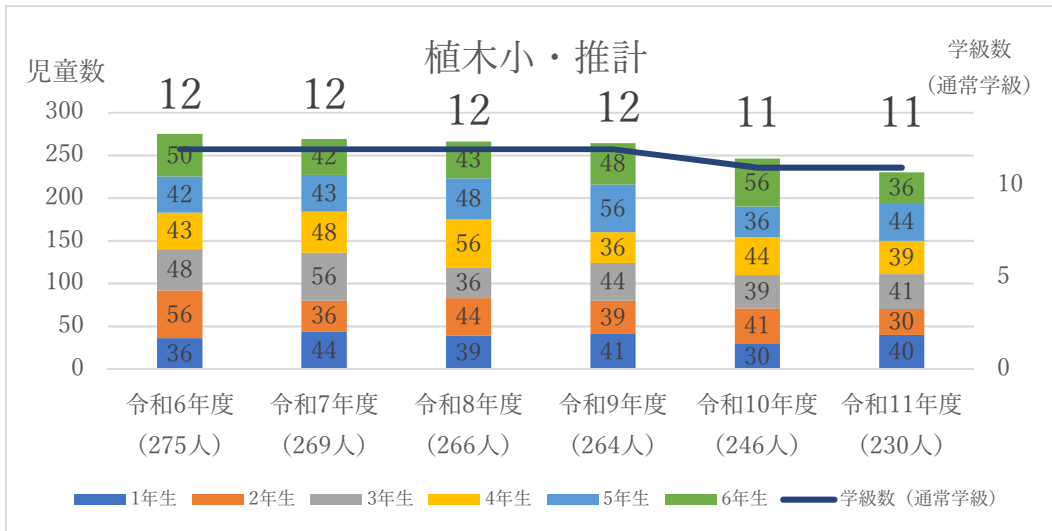
(児童生徒数の予測) ※小学校

2024年2月10時点推計、及び2023年4月1日時点の住民基本台帳登録者数より、推計



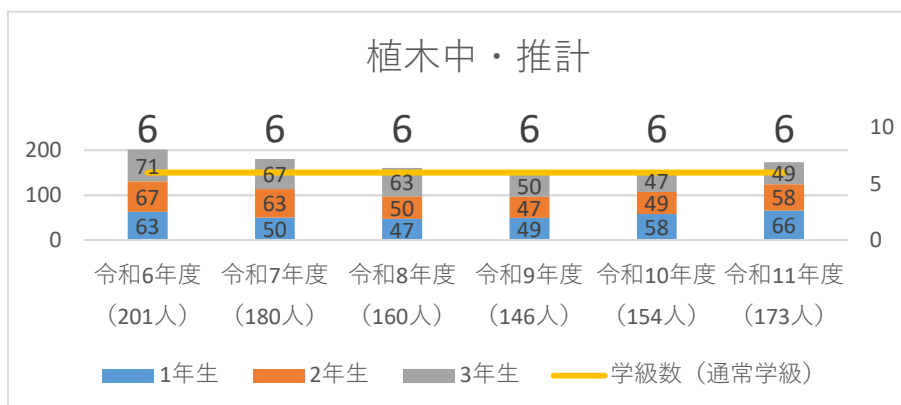
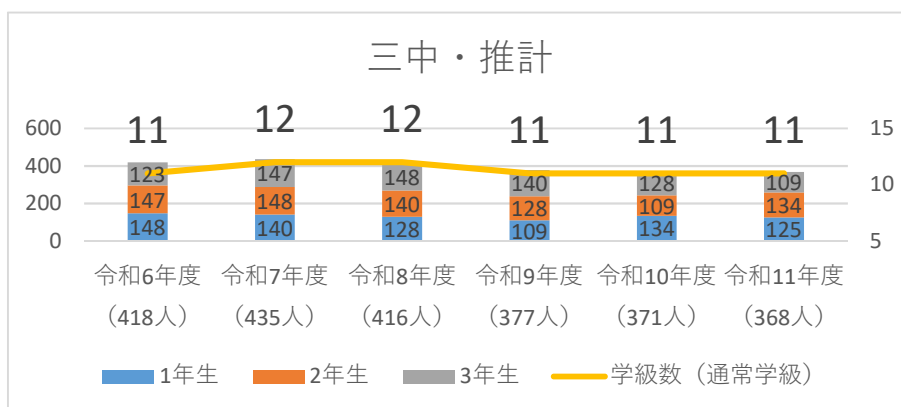
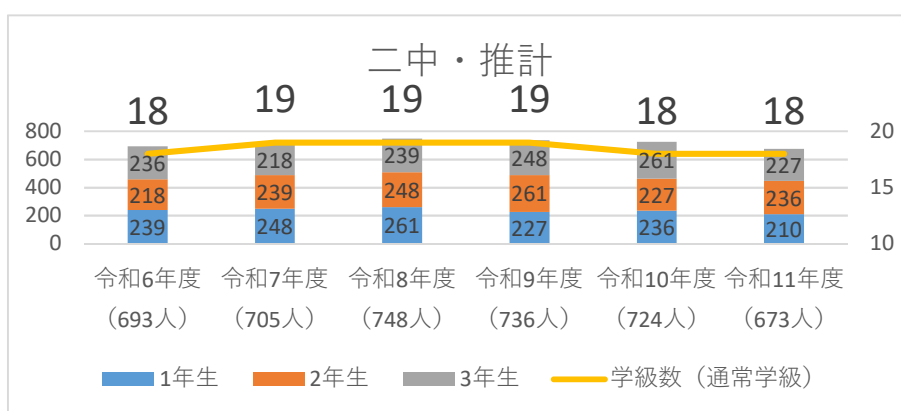
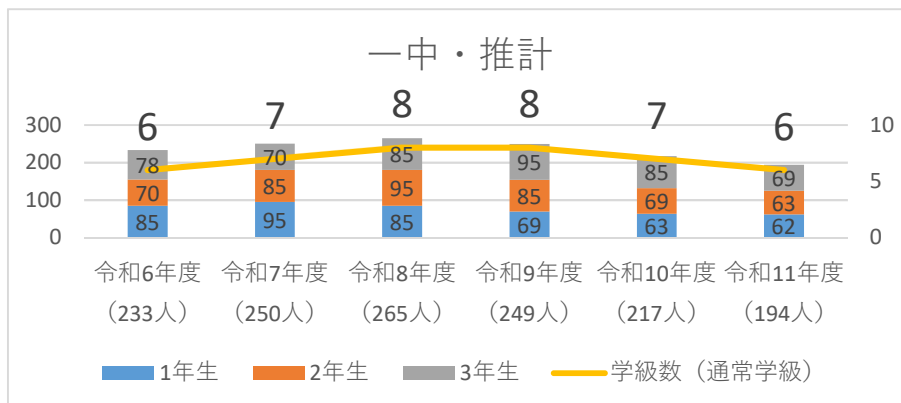






(児童生徒数の予測) ※中学校

2024年2月10時点推計、及び2023年4月1日時点の住民基本台帳登録者数より、推計



第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

当検討委員会では、直方市立小・中学校の規模や課題対策についての議論を進めるにあたり、以下の考えを前提とすることを確認しました。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方（当検討委員会における基本指針の検討の範囲）

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況や文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、当検討委員会における「基本的な考え方」を、以下のようにとしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するため

に行うべきものです。

上記のような基本的な考えの下、当検討委員会において検討する基本指針の範囲としては、【教育的な観点】を主に検討することとしました。

3. 直方市の目指す学校教育

直方市の目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】【基本方針】を実現するための学校教育とすることを確認しました。

その上で、特に次の点に着目し、意識することを確認し、答申書に記載をすることとしました。

【目指す市民像】の「主体的に学び続け」という部分

【基本方針】の「可能性を引き出し」という部分

答申書への記載にあたり、主に次のような意見がありました。

- ・児童生徒の「可能性を引き出す」ことが特に重要
- ・学力向上も大事だが、様々な問題が起きている現在において、精神面の強さ、折れない心を育むことも大事
- ・教育大綱の言葉を上手く活用すべき
- ・多様な価値観を持つ個の存在を大切にした上で、個と個の関わり合いが重要

以上のような議論の結果、当検討委員会からの答申として、次のように表現をすることとしました。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し基本方針の決定をすべきです。

第3章 直方市立学校の学校規模に関すること

学校規模（学級数）に関する法規を見ると、学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。」と規定されています。また、中学校についても同規則第79条において小学校の規定を準用するとされています。しかし同時に、「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とも規定されており、小・中学校の学級数（＝学校の規模）は、各市町村において、地域の実態や実情等を考慮して上で検討することが必要となります。

このため、当検討委員会では学校規模を検討する際には、「学級数に関する視点」と「学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数に関する視点」を合わせて確認する必要があることを確認しました。

1. 学校規模によるメリット・デメリット

学校規模による課題やメリット・デメリットは、様々考えられます。

学校規模適正化の検討にあたり、学校規模によるメリット・デメリットを整理し、資料5「学校規模によるメリット・デメリット」の内容を共有いたしました。

2. 学校規模の分類

当検討委員会では、学校規模適正化の検討を今後進めていくにあたり、言葉の定義として、学校規模の分類をしておくことが重要だと考えました。今後「直方市における小規模な学校」といえば、「学級数が〇〇の学校のこと」という共通の認識として持った上で、検討をすることが必要との考えからです。

教育委員会からの諮問にあわせて「適正規模」という言葉の定義をすることも検討しましたが、当検討委員会においては【教育的な観点】を主に検討しており、もう1つの基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】や、第二段階での検討が予定されている「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」の議論を尽くせていないことから、この段階での「適正規模」との定義は困難と考えました。

国の定める「標準」や学校規模によるメリット・デメリットを踏まえた議論を重ねた結果、直方市における学校規模の分類を次のとおりとすることを当検討委員会として答申します。

規模の分類	学級数 (通常学級)	分類の説明
過小規模	1～5 学級	小学校では複式学級が存在する規模 中学校では複式学級又はクラス替えができない学年が存在する規模
小規模	6～11 学級	小学校ではクラス替えができない学年が存在する規模
標準規模	12～18 学級	学校教育法施行規則上、標準とされる規模
大規模	19～24 学級	
過大規模	25 学級以上	

第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について

学校規模の違いにより、生じる課題には差異があります。学校規模適正化の観点からも、規模ごとに生じる課題への対策は、その内容に応じたものである必要があると考えます。

現在直方市では、小規模な学校が存在しており、今後、過小規模の学校の発生が見込まれます。こうした状況を踏まえ、各分類に対しての対策について当検討委員会で検討を行いました。特に、文部科学省の手引きにおいても「一般に教育上の課題が極めて大きい」とされている複式学級については、当検討委員会において重ねて審議をいたしました。また、「大規模」「過大規模」の学校は、現時点で直方市に存在せず将来的にも発生の可能性は低いこと、「標準規模」の学校は、適正化の検討が現時点では不要であると考えられることから、分類ごとの対策の答申は、「過小規模」と「小規模」に限定して行うこととしました。

答申書への記載内容を議論する中で、主に次のような意見が出ました。

- ・対策の検討には、将来的な児童生徒数の予測も踏まえて考える必要がある。
- ・大きな規模の学校の適正化の検討にあっては通学区域の変更もあるように思うが、過小規模の学校への対策として通学区域の変更というのはあまり効果がないように思う。
- ・学校全体の児童数は同程度なのに、クラス数が異なる学校が存在する。対策検討にあっては、クラス数だけでなく児童生徒数への着目も必要である。
- ・学校のクラス数による教員の配置等のことも考えて検討すべきである。
- ・複式学級は課題が極めて大きいとはいえ、すぐに統廃合というのではなく、他の対策で解消が難しい場合に統廃合の実施という過程も重要という考えもあるが、教員の加配等、学校統合ではない別の措置で一時的に複式学級が解消されたらそれで良い、ということではない。基本的な考えとして当検討委員会で確認したことは「一定の規模の児童生徒集団が確保されていること」「バランスのとれた教職員集団が配置されていること」が望ましく、一定の学校規模を確保することが重要であるということである。また、複式学級は教職員の負担の面からも課題は大きい。「児童生徒の可能性を最大限に引き出す」ことを考えると、出来る限り複式学級は避けたい。本来複式学級となる人数の学年を教員の加配等で複式学級を避ける措置をとることは、基本的な考え方とは違うのではないか。

協議の結果、「過小規模」「小規模」の学校への対策として、次のとおり答申いたします。

(過小規模)

複式学級は一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等、過小規模の課題を解消する対策を速やかに実施すべきです。

中学校でクラス替えができない規模は、教育上の課題を整理した上で、学校統合等により過小規模の課題を解消する対策を速やかに検討すべきです。

(小規模)

学校全体及び各学年の児童生徒数並びに将来的な児童生徒数予測を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合等、必要な措置を検討しつつ、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施すべきです。

おわりに

直方市教育委員会から当検討委員会への諮問は、直方市の学校規模適正化の取り組みのうち第一段階にあたる部分に係るものでありました。

また、当検討委員会においては、学校規模適正化の検討に取り組むにあたっての基本的な考え方である【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】のうち、【教育的な観点】を主な審議内容といたしました。

加えて当検討委員会では、検討プロセスにおいて学校教育の当事者である保護者の皆様、教職員の皆様のご協力の下、アンケート調査を通して意見の把握に努めて参りました。そして、間接的ではありますが、教育を受ける権利の主体であるこどもの意見も集約しました。昨年施行された「こども基本法」の制定以降、こどもの権利を大切にする取り組みを行う自治体が増えつつあります。直方市においても、今後当事者や権利の主体であるこどもの意見を聞く機会（こどもにとっては自分の意見を表明する機会）を拡大していくことを願います。

今回実施したアンケート結果は、当検討委員会の貴重かつ重要な基礎資料として活用いたしました。当該データは、今後具体的な検討を進めていく際においても重要な基礎資料となると思っております。アンケート結果において、小学生の保護者・中学生の保護者・小学生・中学生とで、また小学校に対してと中学校に対してで、意見の違いが見られる点がありました。同じ市立の学校とはいえ、児童生徒やそれぞれの保護者の考え方、学校教育の観点から、また地域との関わり合い等、小学校と中学校とでは、当然に異なる点があります。今後の検討にあたっては、その違いにも着目する必要があると思われま

基本指針の決定を経て、学校規模適正化の検討は、第二段階に進んでいきます。第二段階においては、より具体的に「直方市の学校の適正校数」「学校の配置」の検討が行われることと思います。今後の検討にあたっては、【教育的な観点】に加えて、【地域コミュニティの核としての性格の配慮】も含めて検討を進めていただきたいと思います。

人口減少等、社会の変化が加速度を増し、社会状況は複雑で予測困難となっています。

こうした状況において、今後の教育の方向性として「令和の日本型学校教育」の実現が求められています。「令和の日本型学校教育」とは、従来日本の学校教育の良さを受け継ぎつつ、今日的課題である「学校の働き方改革」や GIGA スクール構想を進め、学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指す学校教育の姿であるとされています。

今後、全国的に人口減少が予測されているのと同様に、直方市の人口も減少することが見込まれます。児童生徒を取り巻く環境も大きく変化することと思われま

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題です。しかし、今後の検討にあたっては、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標

をより良く実現するために行うべきものと考えます。

直方市においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化の具体的施策を検討されることを願うものです。

令和6年3月

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会